

日本における貧困対策としての社会保障と税制

令和7（2025）年3月

公益財団法人 アジア成長研究所

日本における貧困対策としての社会保障と税制

八田達夫

市町村は、生活保護の支給や社会保険料の徴収・給付を行うなど、国の所得再分配行政の最前線にある。

ところが、日本の貧困対策には抜本的な見直しが必要だと認識され、様々な改革が提案されてきた。本稿は、その背景を吟味し、効果的な改革を明らかにする。

まず、可処分所得（すなわち手取り所得）で計測した「相対的貧困率」と呼ばれる指標では、日本は、OECD加盟先進国の中で3番目に不平等な国である。日本より不平等な国は、アメリカと、パレスチナ難民が多く住むイスラエルのみである。

日本のこの高貧困率の原因は、市場所得（社会保障給付を加えたり、税や社会保険料を差し引いたりする前の所得）の不平等にあるのではない。原因は、低所得者が直面している税負担や社会保障負担の高さと給付の低さにある。

本稿では、そのことを示した上で、課税最低限未満の収入の人を含めた低所得者全体の手取りを集中的に引き上げる政策の本命は、「所得補給制度の導入」と、基礎年金などの「社会保険の税方式化」とであることを指摘する。手取り額の引き上げのために提案されてきた様々な「控除の引き上げ案」は、中高所得者の所得税を大きく減税してしまうから、低所得者の手取りを上げるの目的のためには、効率が悪い。

現在日本では、失業率が低下しているにもかかわらず、消費が伸びていないが、その一つの理由は、消費性向が高い低所得者の可処分所得が伸びていないことにある。したがって、低所得者の可処分所得を引き上げる政策は、消費を増やし経済を活性化させ、その結果、低所得者以外の可処分所得も引き上げる。貧困率の引き下げは、それ自体のメリットに加えて、経済活性化の観点からも重要である¹。

本稿の第一部では、低所得者に対する再分配政策としての社会保障改革を論じる。次に第二部では、非正規雇用・主婦など、個人として低所得の人々に働くインセンティブを与えると言われる各種の所得税制改革案を評価し、低所得者の可処分所得引き上げのためにより有効な改革を提案する。

¹ 例えば、岩田規久男（2021）を参照。

第一部 日本における貧困対策としての社会保障

I 日本の貧困率の国際比較

1. 相対的貧困率

全国民の一人あたり可処分所得を低い方から順に並べた場合の中央値（国民が1億人いれば、所得の低い順に並べて5000万人目の人の所得）の、50%未満の所得で生活している人々を、相対的貧困者と呼ぶ。ある国の所得の中央値が400万円ならば、所得200万円未満の人々がその国の相対的貧困者である。

さらに、相対的貧困者数の全国民に占める割合を相対的貧困率という。仮に、所得の中央値が400万円の経済で、200万円未満の所得を得ている人が0人ならば、相対的貧困率は0である。一方、200万円未満の所得を得ている人が全国民の10%いれば、相対的貧困率は10%になる。

図1に示した最新のOECDの統計では、OECDの19の先進国中の、ほぼ3分の2の諸国（12カ国）で、相対的貧困率は10%以下である。日本の相対的貧困率は15%を超えており、アメリカ、イスラエルに次いで3位を占めている²。（対象国は2019年に日本より1人当たりGDPが高かったOECD加盟国である。）

2. ジニ係数

実は、日本の可処分所得で計測した高貧困率の原因は、市場所得（税や社会保険料を差し引き、給付を加える前の所得）の不平等にあるのではなく、低所得者が直面している税負担や社会保障負担の高さ、および、給付の不十分さにある。

市場所得で計測した「相対的貧困率」の計測値はないが、ジニ係数に関しては、可処分所得と市場所得のそれぞれで計測した値があるので、ジニ係数によって税・社会保障負担や給付の影響を分析しよう³。ジニ係数は、0から1の間の値を取り、1に近いほど不平等であり、0に近いほど平等であることを示す⁴。この係数は、全人口を所得の低い順に並べたときの人口の累積割合と、その人々が得ている所得の累積割合の関係から得られる。

² OECD (2024) のデータ (“Disposable income, Median”) によれば、日本の2021年の可処分所得中央値は254万円であった。したがって、所得が127万円以下の人が相対的貧困者であった。

³ 例えば、八田 (2009, pp. 505-508)、OECD “Indicators: Income inequality” (<https://www.oecd.org/en/data/indicators/income-inequality.html>) を参照。

⁴ ジニ係数は、個人の所得についての平等度を示す指標である。しかし観察される所得データは世帯所得しかない。したがって、専業主婦や子供に関しては、属する世帯の所得の一定割合を割り当ててそれぞれの所得とみなす。そうして算出された所得に基づいてジニ係数は計算される。

OECDの方式では、まず各個人が属する世帯の所得を、その世帯に属する最初の成人に1、その他の成人に0.5、子に0.3の割合で割り当てて、異なる規模の世帯間での所得を個人所得に換算した尺度（これは、OECD修正等価尺度と呼ばれている）を用いて、異なる個人間の所得を比較する。

図2のグレーの棒グラフは、市場所得のジニ係数の2019年における国際ランキングを示している。(このグラフでも、対象国は当時日本より1人当たりGDPが高かったOECD諸国である。)この指標の下では、日本の平等度は高く、ランキングではスウェーデンとノルウェーに挟まれている。

一方、図3の黒の棒グラフは、可処分所得のジニ係数のランキングを示している。この指標では、日本は図に挙げた19ヶ国中で4番目に不平等な国である。

図2と図3において、日本のランキングがかなり異なることは、国際的に見て、日本の市場所得はかなり平等なのに、政府による所得再分配後は不平等になっていることを示している。

II ワーキングプアの可処分所得改善策

1. ワーキングプアの税と社会保険料の負担率

図1が示す日本の高い貧困率の主要な原因は、日本では、税や社会保障による再分配機能が、特に貧困層に対して弱いことにある。節IIでは、このことを、まず年収200万円の、生活保護を受給していない低所得者(以下では「ワーキングプア」と呼ぶ⁵⁾)について具体的に示した上で、低所得者の手取りの大幅な改善策を提案する。続く節IIIでは、生活保護制度の改善策を論じよう。

個人の社会保険料負担額の国民所得に対する比率を個人負担率(国の税と社会保険料負担額の国民所得に対する比率は、国民負担率と呼ばれているため)と呼ぶと、日本のワーキングプアの個人負担率は高い。

ワーキングプアの例として、埼玉県さいたま市に住む40歳の単身で年収200万円を得ているギグワーカー(自営業者)を考えよう。

図4は、彼の場合、個人負担額は約75.8万円であり、これは彼の収入の37.9%になることを示している。これは、10億円以上の所得の人の所得税率が20%未満であることと対照的である⁶⁾。

このように高い率の負担が低所得者に対して求められているために、ワーキングプアには、税と保険料が貧困に追い打ちをかけているのである。

⁵ ワーキングプアの定義には様々なものがあるが、星(2018)によるワーキングプア世帯の定義では、世帯年収(就労収入+資産収入+年金・社会保障給付)が生活保護基準未満の世帯としている。生活保護基準は世帯構成や地域によって異なるが、2017年時点で、世帯年収200万円未満の世帯が該当する。

なお、生活保護受給額より低い所得を得ていても車・自宅・概ね10万円以上の銀行預金などを持っているなどの理由で生活保護に加入できなかったり、その他の理由で加入しない人もワーキングプアに含まれる。

⁶ 高所得者にとって保険料は所得のうち無視し得る割合であるし、所得が高いほど消費性向は下がるから、消費税負担も低い。しかも仮に全額消費したとしても個人負担率は30%を切る。

2. 基礎年金の税方式化

以下では、ワーキングプアの可処分所得を改善する方法を2つ考えよう。

第1は、基礎年金や健康保険を、税方式化することである。すなわち、基礎年金や健康保険の財源を、保険料ではなく税で賄うことである。

現在、自営業者は所得に関わらず一律の国民年金保険料を支払う必要があり、これは逆進的である。基礎年金（＝自営業者とその配偶者向けの国民年金＋被用者向けの厚生年金の一階部分）に追加で約12兆円を投じると、完全に税方式化できるが、それを累進的な所得税で賄えば、貧しい自営業者の負担率は大幅に軽減される。給与所得者の負担も、基礎年金部分に対応する年金保険料が不必要になるから、軽減される。税方式のみによる基礎年金の財源調達は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、デンマーク、スウェーデンなどで行われている。

同様に、国民全員が加入する医療保険を税方式化することも、ワーキングプア的生活水準を向上させるだろう。すなわち、国民全員が加入している健康保険料も廃止し、所得税に財源を求めれば、ワーキングプア的生活水準を高める。（ただし診療のモラル・ハザードを防ぐため診療費の一割あるいは三割の患者負担は残す。）税方式の医療保険は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデンで行われている。

図4から分かるように、低所得者の現在の税率を変えなくても、約20%の保険料負担を、所得税の累進性強化や資産所得税への課税を高めることによって賄うことにするだけで、所得が200万円のギグワーカーの個人負担率は、現在の36.5%から16%まで下がる。すなわち現在の消費税率や低所得者の所得税率を温存しながらでも、個人負担率を下げられるのである⁷。

もちろん、これらに加えて、ワーキングプアに対する所得税・住民税・消費税などが引き下げられれば、さらに相対的貧困者数を減らす効果を持つ。

3. 「所得補給」制度

第2は、低賃金所得者に対する所得補給制度を導入することである。この制度は基本的に賃金所得が低い人に対して、国が賃金所得への補助を給付する制度である。

⁷ 保険料については税と違って法律で定める必要がなく内閣が決めることができるため、次々と安易に引き上げられ、現在は保険料だけで約20%を占めている。

所得補給制度は、日本以外の先進国のほとんどで行われている⁸。国ごとにさまざまな名称が付けられているが、日本では通常、「給付付き税額控除」制度と呼ばれる⁹。

この制度の下では、典型的には、所得水準がある水準に達するまでは、一定の補給率で所得補給が行われる。その水準を超えると補助率が次第に下げられ、やがて補助はなくなる。一方、所得水準がさらに上昇すると、所得税がかけられる。したがって所得補給制度と所得税制度を合わせると、低所得者に対しては補給が行われ、中高所得者は課税される制度になる。（この制度は、主に賃金所得に適用されるが、ギグワーカーのように被用者に近い自営業者にも適用されるものとする。）

この制度を図示しよう。

ここで、所得補給制度の例として、当初補給率は20%であり、賃金所得水準が150万円にしたとき補給額は30万円になるが、賃金水準が150万円を超えると、補給金は直線的に賃金収入が1万円増えるごとに30%ずつ下げられ、賃金が250万円になったときにはゼロになる制度を考えよう。

まず、図5は、現行の賃金と可処分所得の関係を模式的に示している。横軸に示された賃金に対して、縦軸が課税後の所得を示している。45度線と課税後所得線の鉛直差が、税額である。この図では250万円が課税最低限（これは、主たる所得者が給与所得者である3人世帯の現行の課税最低限に近い。）であり、それ以上に収入が増えると、税引き後所得は課税所得より低くなっている。

一方、図6の太線は、この所得補給制度のもとでの賃金と所得補給額の和を示している。賃金に対する、課税+補給制度の下での可処分所得を描いている。この図は、低所得者に対する所得補給を、図5で描かれた現行の所得課税制度に組み込んだものである。45度線と太線との鉛直差が補給金額である。

⁸ 各国における低所得者向け所得補給の名称はつぎの通りである。アメリカ合衆国（Earned Income Tax Credit, Child Tax Credit），カナダ（Canada Workers Benefit, Canada Child Benefit），イギリス（Working Tax Credit, Child Tax Credit），フランス（Employment Bonus），アイルランド（Working Family Payment），オーストラリア（Low Income Tax Offset, Family Tax Benefit），ニュージーランド（Working for Families Tax Credits），ベルギー（Tax Credit for Low-Income Earners），オランダ（Labor Tax Credit, Healthcare Allowance），デンマーク（Employment Allowance），スウェーデン（Job Tax Deduction），フィンランド（Earned Income Tax Credit），ノルウェー（Tax Deduction for Low-Income Earners），スペイン（Maternity Tax Credit, Large Family Tax Credit）。

⁹ 「給付付き税額控除」は、earned income tax creditの訳である。英語のcreditは「ご褒美」や「特定の理由によって受け取る権利のある支払い」という意味を持つので、これが補給金であることが直ぐわかる。しかし日本語の「控除」にはそのような意味がないので「給付付き税額控除」という言葉のうち、「税額控除」という部分は、補給金の意味を伝えない。付加価値税を、日本では「消費税」と呼ぶのと同じように、「給付付き税額控除」も「所得補給金」と呼んだ方がわかりやすい。なお、岩田（2021, pp. 306-313）は、「給付付き税額控除」と呼ばれる理由をわかりやすく解説している。

図が示すように、補給金額は、賃金が 150 万円でピークを打ち、賃金が 250 万円に達すると 0 になる。

これは、低所得者向けの所得補給制度を導入すれば、国民年金の保険料と健康保険の保険料を前提としても、ワーキングプアに、大幅な可処分所得の上昇をもたらされることを示している。

さらに、国民年金の保険料と、健康保険の保険料も廃止し、その分を所得税などの低所得者を対象としない税で賄うことにすれば、非正規労働者や母子家庭を含めたワーキングプアに、大幅な可処分所得の上昇（上の例では個人負担が 36%減る一方で補給金が得られる）をもたらされる。

Ⅲ 生活保護制度の改善策

1. 生活保護の概要

ミーンズテスト

生活保護の目的は、最低生活の保障である。これは資産、能力など全てを活用してもなお、生活に困窮する者に対して、困窮の程度に応じた保護を実施することとされている。このため、受給者は 10 万円以上の銀行預金・車・自宅などの資産を持つことが基本的に許されていない。言い換えると、預貯金、保険の払い戻し金、不動産等の資産の売却収入等を消費した後、保護の適用となる。資産を持っているかどうかを審査し、持っていないことが検証された後、支給されることになる。この検証を「ミーンズテスト」と言う。

種類

生活保護による扶助の種類にはいくつかあるがその主なものは、①生活扶助、②住宅扶助、③医療扶助、④介護扶助である。

生活保護費の種類別の実績額の推移が図 7 に示されている。医療扶助の割合が生活保護費の 50% を占めていることは注目に値する。この原因および対策については小節 3 で論じる。

ちなみに生活扶助の給付額は 70 歳の単身世帯の場合、東京都区部で月額 75,250 円、沖縄県那覇市で月 71,990 円である¹⁰（2024 年度時点）。さらに、住宅扶助（上限）を含めると、東京都区部で月 128,950 円、沖縄県那覇市で月 116,990 円である。

保護世帯タイプの割合

世帯タイプ別保護世帯の割合は図 8 に示されている通りである。半数以上が高齢者世帯であり、4 分の 1 が障がい者または負傷者が世帯主の世帯である。これらの受給者の大半には働くことを期待できないが、期待できる者も多い。

例えば「その他」の世帯は 15% いるが、これは 65 歳未満で健康であり、潜在的には働く能力がある者が含まれる。このタイプに 4% の母子世帯を含めると、約 20% になるが、さら

¹⁰ 厚生労働省ウェブサイト「生活保護制度」に掲載の「生活扶助基準額について」より算出した。(https://www.mhlw.go.jp/content/001152601.pdf) なお、東京都区部は「1 級地-1」、沖縄県那覇市は「2 級地-1」に該当する。

に高齢者や障がい者の就業可能な人々を含めると、それ以上の割合で就業可能である。これらの受給者の多くは、十分な労働インセンティブが与えられれば、働くことができる。

支給規模

保護費の4分の3は国が負担し、4分の1は地方自治体が負担する。2024年度予算における、国と地方自治体を合わせた生活保護予算は、約3.7兆円であった。これは国の予算の3.3%である。

以下の各小節では、現在の日本の生活保護制度が抱える主な問題への対策を検討しよう。

2. 生活扶助の労働阻害効果

現行制度の問題点

上に見たように、潜在的に労働可能な受給者が2割以上いるが、現行の生活扶助制度は、これらの加入者が働くインセンティブを阻害している。

現行の生活扶助制度の下では、働いて得た賃金所得分だけ扶助額が減らされる仕組みになっている¹¹。このため、受給者は賃金を得ても、可処分所得（＝賃金＋生活扶助）が「賃金0のときの生活扶助の水準」に等しく保たれて上昇しないから、働く意欲を持ってない。

図9は、図5に、生活扶助が150万円である場合の可処分所得を、水平な太点線ZSとして加えて図示している。この点線が示すように、生活保護受給者の可処分所得は、賃金が150万円になるまでは、一定である。なお賃金が150万円を超えたとき、この労働者は、生活保護に留まる資格を失うことになる。

労働インセンティブの付与

働く意欲を与えるための一つの方策は、節Ⅱ.3で説明したワーキングプアに対する所得補給制度を、生活扶助受給者にも共通に適用することである¹²。そうすれば、賃金所得が増えると、支給される所得補給分だけ生活保護受給者の可処分所得を引き上げることができる¹³。

図10の鎖線ZTは、所得補給を生活扶助受給者にも支給した場合の生活扶助受給者の可処分所得を示している。ただし、賃金所得ゼロの人の生活扶助は、（図9と同じように）150万円に設定されている。

¹¹ ただし、現状の生活扶助制度の下で働いて得た賃金収入の分だけ扶助額が減らされるわけではない。賃金収入から勤労控除（就労のための費用）を差し引いて得られる賃金所得の分だけ扶助額が減らされるのである。なお、この減額された生活扶助の一部は就労自立給付金のために積み立てられ、将来賃金が増加して生活保護から脱出するときに支払われる。しかし、この際に支給される金額は、単身世帯で上限10万円、複数世帯で上限15万円と非常に低い金額であるため、ここでは考慮しないものとする。

¹² 低賃金労働者が全て生活保護加入者というわけではない。例えば、資産を持つ者は、賃金が生活保護受給者が得る賃金より低くても受給資格を持ってない。

¹³ 上の例では、賃金所得が150万円になると、所得補給金は引き下げられる。賃金が200万円に達すると、所得補給金は0になる。

図10の屈折線ZTMは、図9の線分ZSで示される生活保護の下での可処分所得に、図6の所得補給金を加えて得られる。図10でも、賃金が上がると、現行通りに生活扶助額自体は引き下げられ、賃金と生活扶助の合計が「賃金が0のときの生活扶助額」に等しく保たれる。

その一方で、受給者にも支給される所得補給が、水平線ZSで示される賃金と生活扶助の合計に加えられる。この結果、加入者の可処分所得は、図10の鎖線が示すように、「賃金が0のときの生活扶助額」と所得補給の和となる。（したがって、図10の三角形ZTSの面積は、図9の三角形OTSの面積と等しい。）

賃金水準が上がっていき、150万円に等しくなると、生活扶助額は0円まで減額されるから、彼は生活保護の受給資格を失う。この賃金水準の下で、生活保護受給者の可処分所得は、非受給者であるワーキングプアの可処分所得（すなわち、賃金収入+所得補給）と等しくなる。つまり、賃金水準が150万円に達すると、生活保護に留まっても脱しても、可処分所得は同じになる¹⁴。

賃金がこの水準よりさらに上がると、可処分所得は、図6で示されたワーキングプアのそれと同じになる。可処分所得は、所得補給の分だけ賃金を超えるからである。

3. 過剰な医療扶助と、その対策

過剰な医療扶助

現行の生活保護制度のもうひとつの問題は、医療扶助の割合が生活保護費の約50%を占めていることである。図7が示す通りである。この原因の一つは、現行制度では、患者の診療費負担がゼロであるため、医者が過剰な薬品投与や治療をしていることにあると言われる¹⁵。特に、睡眠薬投与やマッサージ治療は、無料で行われているために過剰に行われている例として挙げられる。また過剰投与された薬品を患者が売却するケースが多くあることも報道されている。

対策

この問題への対策としては、例えば、次の制度改革が考えられる。

- ① 月の診療費が2万円になるまでは、診療費の10%を自己負担とする。したがって、月の診療費が2万円の時、自己負担額は2000円である。
- ② 月2万円を超えた分の診療費に対する自己負担額は、現行通り0円にする。したがって診療費が2万円を超えても自己負担の総額は月2000円のままである。（この場合を「自己負担限度額は、月2000円である」という。

¹⁴ 賃金水準が、150万円の時、生活保護に留まる場合の可処分所得は、「賃金が0の時の生活扶助額」プラス所得補給金であり、生活保護を脱した後の可処分所得は、賃金プラス所得補給金であるから、生活保護に留まっても脱しても可処分所得は等しい。

¹⁵ 読売新聞(2016)など。

- ③ 一方で、全受給者の生活扶助額を、診療費がかからない人も含めて、一律に一人当たり月 2000 円増やす。そのために必要な追加予算額は、総額で年 480 億円である。（ちなみに、減反政策の平均予算が 600 億円である。）

この改革を行うと、現行と比べて、医療扶助は自己負担の分だけ削減されるが、生活扶助は全加入者数とに対して 2000 円分増える。このため次のように、生活保護受給者の誰も損をすることなく、多くの受給者が利益を得ることになる。

- (a) 健康な人は、2000 円分そのまま得をする。
- (b) 診療費が月 2 万円未満の人は、増額された生活扶助の増額分（2000 円）と診療費自己負担分の差だけ得をする。
- (c) 診療費が月 2 万円を超える人の場合には、生活扶助の 2000 円分の増額によって自己負担分は賄われるから、従来と比べて受給者の負担は増えない。

医療扶助額の減少

次に財政への影響を考えよう。月 2 万円以内の診療費支出に対しては、自己負担があるから、節約の動機が患者にも医者にも働く。このため従来はモラル・ハザードによって膨らんでいた医療扶助を減らせる。

さらに、現行制度の下では月 2 万円を超える診療費支出に対しても、新制度の下では、診療費負担が 2 万円未満になる場合がある。仮に 10% の自己負担であれば診療費は月 2 万円未満で済んだのに、現行制度の下では、診療費全額に対して自己負担がゼロであるために、月 2 万円を超える診療費支出が行われているケースがあるからである。

このように、新制度は医療扶助の削減をもたらす。

財政支出の効率化

この制度改革によって、生活扶助のための財政支出は増えるが、医療扶助額は減少するため、医療扶助の減額の方が生活扶助増額よりも大きく、財政支出が純減になる可能性すらある。

仮にそうならず、財政支出が純増になる場合でも、それ自体が、（国際的に低い）生活保護扶助額の引き上げをもたらす。

さらに、財政支出が純増になる場合、削減された医療扶助からの同額の生活扶助への転換分は、医療資源の無駄遣いを減少させて、有用な扶助を確実に増加させるから、「財政支出の効率化」を達成する。

4. 基礎年金の税方式化

図 8 が示すように、生活保護の受給者の割合を見ると、半数以上が高齢者である。これは諸外国と著しい違いである。諸外国では高齢者の生活が基礎年金によって賄われており、生活保護の割合が少ない。税方式化によって基礎年金財源を確保する事によって、基礎年金を充実させ、大半の高齢者が生活保護に頼る必要をなくすることができる。さらに、基礎年金による高齢者の生活保護を代替することによって、高齢者の生活保護受給のためのミーンズテ

ストや、その後の生活保護ケアのための支出、あるいは事務作業を除くことができる。これによって、生活保護を、年金受給世帯よりも若い人に対して集中することが可能になる。

5. 生活保護からの脱却の障害除去

現在の生活保護制度には、受給者がこの制度から脱却するのを難しくしている要因がいくつかある。

第1に、働いても可処分所得が増えないため、労働意欲が湧かない。特に、受給者の大多数を占める高齢者には労働インセンティブが与えられていない。

第2に、生活保護を脱却できる賃金が得られるようになったとしても、脱却時点で銀行預金をはじめ資産が一切ない。このため、脱却を躊躇し、むしろ生活保護にとどまってしまうインセンティブがある。

第3に、現行では受給者は診療費に対して自己負担しないのに対して、脱却すると同時に診療費の自己負担がかかるようになるから、これも脱却を躊躇させる。

この制度を次のように改革すれば、受給者が生活保護から離脱しやすくなる。

1. 先進国のほとんどが採用している所得補給制度（節II.3参照）を採用することである。それによって、労働可能な人が生活保護を脱却するための大きな障害が取り除かれる。
2. 基礎年金と健康保険を、税方式化することである。すなわち、これらの社会保険を保険料の代わりに税によって賄うことである。

まず、基礎年金を税方式化する。節III.4において述べたように、これによって大半の高齢者が生活保護しなくても済むようになる。高齢者が生活保護ではなく、基礎年金を受給するようになれば、働ける高齢者は、基本的には賃金を減額されることなく働くことができるようになり、生活水準が現行の生活保護制度の下より向上する。

次に健康保険を税方式化すると、健康保険料がなくなるから、生活保護を脱却したすると同時に健康保険料を負担しなくて済むから脱却し易くなる。

3. 生活保護から離脱時には政府が一時金を預金口座に振込み、一定の預金を持って生活保護なしの生活を始められるようにする。その原資は、生活保護受給時に賃金を得ることによって減額されてきた生活扶助の一定割合を積み立てることによって賄う¹⁶。現行制度の下でも、単身世帯の場合は最大限10万円、複数人世帯の場合は15万円の一時金が「就労自立給付金」として、生活保護離脱時に給付されている。本稿の提案は、この「就労自立給付金」を大幅に拡充しようというものである。
4. 医療扶助に関しては、まず、第一部節III.3で提案したような医療扶助改革を行う。すなわち、脱却前の診療費の自己負担率を、「自己負担限度額」である2000円になる

¹⁶ 賃金が上がると、賃金上昇分だけ生活扶助支給額が減額されていくが、生活保護受給者にも所得補給制度が適用されると、受給者は、賃金を得ると、所得補給を得るため、所得補給分だけ可処分所得は上昇する。その際、減額した生活扶助の一部を積み立てておいた額を生活扶助からの脱却時に支給するのである。

まで、10%とする一方で、生活扶助を 2000 円分の増額する。低所得者に対する現行の国民健康保険の自己負担率も 10%なので、この方式による自己負担率 10%の導入は、診療費に関して脱却を妨げる大きな要因が取り除く。

5. 医療扶助改革後、生活保護受給者の「自己負担限度額」が 2,000 円で設定された場合、生活保護から離脱した際に、「自己負担限度額」が、2000 円から、現行制度の下で生活保護を受給していない低所得者の 8,000 円に突然跳ね上がることが、生活保護離脱の妨げとなり得る。この対策として、生活保護離脱後（受給者が十分な資産を確保するまでの期間として）3 年間は、診療費の「自己負担限度額」を生活保護下と同じにする移行措置を設ける。

これらの措置は、生活保護からの脱却を促進するだけでなく、働きたい受給者の労働阻害要因を除去し、現行医療扶助制度が生み出している医療資源の浪費を削減する。高齢者に関しては、そもそも最初から生活保護受給の必要性を大幅になくすから、生活保護に伴うミーンズテストなどに要する事務負担を軽減する。このように、資源配分の効率化ももたらすのである。

第二部 低所得者の手取り引き上げを目指す 税制改革提案の検討

第一部では、低所得者の手取りを引き上げるための、社会保障の財源や給付のあり方について論じ、改革を提案した。

第二部では、低所得者の手取りを引き上げることを目的として提案されている2つの税制改革案を検討しよう。

第1は、低所得者が103万円を超えて働くと、所得税を払わなければならないことが、労働供給を疎外している」という理由による改革案である。

第2は、妻が130万円を超えて働くと、夫の扶養から外れるために、自身で社会保険料を払わなくてはならないため、世帯全体の手取りが減ってしまうという問題である。いくつかの年収の壁の中で、おそらくこれが現実には最も重要な労働供給の疎外要因になっていると言えよう。

本部では、これらの問題に対する解決策を提案する。

I 「103万円の“壁”（門）」への対策

手取りを増やすための政策として、「103万円の“壁”」を引き上げることが議論されている。「103万円の“壁”」とは、「課税最低限である103万円を超えて働くと、所得税を払わなければならない」ことである。

しかし、通常、「年収の壁」というのは、世帯員の誰かがもう1万円余分に働くと、世帯全体の手取りが下がることを言う。あとで論じる130万円の壁や、付論で対策を提案する特定扶養控除の年収要件による壁などはその例である。

一方、世帯員の誰かが課税最低限を超えて働いても、世帯の手取りが下がるわけではないから、課税最低限のことを「年収の壁」というのは、その元来の定義に反している。しかも誰でも課税最低限を超えて所得を得れば、その分に応じて税を支払うのが当たり前だからである。課税最低限は、これから大多数の人と同じように税を払いながら働く坂の入口の額なのだから、「門」あるいは、「いわゆる」という意味の引用符を付けて年収の“壁”と呼ぶべきであろう。

国民民主党は、低所得者の手取り引き上げを目的として、課税最低限を103万円から75万円分引き上げる“壁”対策を提案した。

しかし、この課税最低限の引き上げは、低所得者の手取り引き上げ策としては、コストパフォーマンスが極めて低い。まず、課税最低限以下の人の手取りを一切増やさない。

さらに、よく知られているように、それがもたらす納税者の手取り額の上げ幅は、高所得者には大きい、低所得者には小さい。限界税率が高い高所得者の課税所得（＝所得額－課税最低限）も、課税最低限の引き上げ分だけ減少するからである。例えば、課税最低限を75万円引き上げる国民民主党の提案では、手取り額の上昇は、（所得税と住民税を合わせた、以下同）限界税率が50%の場合は、37.5万円〔＝75×0.5〕であるが、限界税率が15%の人の場合は、11.25万円〔＝75×0.15〕にすぎない。

国民民主党の基礎控除引き上げの提案は、その財源を示さなかったことが批判されてきた。しかし、同党案の根本的な問題は、この案が、経済活性化に最も必要である低所得者の手取りの引き上げを、全くもたらさないか、わずかしかもたらさないことにある。

それに対して、本稿の第一部の節Ⅱ-2で提案した基礎年金の税方式化は、低所得者の手取りを大きく増加させるから、国民民主党案と比べて極めて効果的な経済活性化策である。

一方、国民民主党案では、7兆円台の税収が失われるが、その恩恵の大部分は、高所得者が得る課税額削減に向けられる。それに対して、基礎年金の税方式化の恩恵は低所得者に集中的に与えられ、中高所得者の負担を純増させることによって賄われる。

すなわち、国民民主党案は、低所得者の手取りの抜本的引き上げのために将来に使えはずの財源を取り返しのつかない形で減少させる。このことが同党案の二つ目の、そして長期的には、より深刻な問題である。

最低限界税率 15%の税負担のみを減らす改革案

一方、自民党は、国民民主党案に対抗して、財政負担規模を抑えるために、給与所得控除の引き上げを提案している。しかし、実額控除を選択する人の割合が極めて低い現状では、給与所得控除は下げるべきであり、上げるのは論外であろう¹⁷。

財源の損失を最小にしようとする自民党と、基礎控除を75万円上げたい国民民主党の両方の希望を同時に達成する一つの方法は、最低の限界税率である15%の階層のみの税負担を減らす改革である。この改革を図11で示そう。

図11の右上がりの実線は、現行制度の下での、給与収入に対する税額を示している。

なお、現行制度の下では、新入社員のように前年度の年金保険料負担がない給与所得者は、社会保険控除を使えないため、その課税最低限は103万円である。しかし大半の給与所得者は、前年に社会保険料を払っているため、社会保険料控除を使えるので、課税最低限は121万円になる。

図11のグラフは、社会保険料控除を受ける納税者を対象として描かれている。そのため、社会保険料控除を考慮しない場合とは税率が変わる所得額の区分が違っている。

次に、この図の右上がりの点線は、改革後の税額を示している。この改革後は、課税最低限を75万円引き上げるから収入区間[121,196]は課税対象でなくなる。その一方で、給与収

¹⁷ 給与所得控除を引き上げるといふ提案は、給与所得控除の元来の意義からは正当化できない提案であるが、提案者の意図は明確である。基礎控除を引き上げると、ただでさえ年金所得控除がある高齢者が、それに加えて基礎控除が引き上げられるため、課税最低限が勤労世代よりはるかに大きく上がってしまい、高齢の高所得者の節税効果が非常に高くなる。このことを防ぎ、勤労世代だけに減税の効果を与えるために、基礎控除ではなく給与所得控除の引き上げを考えたのであろう。

しかし、それぞれの控除の元来の意義に沿った取り扱いをするならば、基礎控除を引き上げると同時に、高齢者の年金所得控除を引き下げるか、廃止すべきであろう。日本では、年金保険料を納めるときに所得控除されているのだから、もらうときに課税されるのは当然である。

(なお、保険料を払うときと給付を受けるときの両方ともに大きな控除を与えられている国は、先進国にはない。)

入が 442 万円を超えると税額は、改革前と同じにする。このため、給与収入が 442 万円のと
きに改革前の税額と同じ税額となるよう、収入区間[196,442]における税率や控除をスムーズ
に変化させているのである。

収入 442 万円以上の層からの税収は変化しないため、この改革による税収損失は国民民主
党案の 7 兆円台よりははるかに少なく済む。税収損失額は、給与所得者に限ると 4000 億
円程度に抑えることができる¹⁸。

国民民主党案は、所得税の「課税所得（＝所得額－課税最低限）に対する税額表」を全く
変更しないことを前提として、基礎控除だけを 75 万円引き上げる案である。その結果、限
界税率が 15%の階層にだけでなく、それより税率が高い階層の基礎控除も引き上げるから、
中高所得者の税額が下がる。

一方、小稿が示した改革案では、基礎控除を 75 万円引き上げると同時に「課税所得に対
する税額表」を変更することによって、負担軽減を、限界税率 15%の低所得者に絞ること
が可能になっている。

II 「130 万円の壁」への対策

厚生年金に加入している給与所得者の妻の年収が 130 万円未満であれば、妻は被扶養者と
して、夫が加入する健康保険のサービスと厚生年金からの基礎年金とを、追加の保険料なし
で受けることができる。しかし、妻の年収が 130 万円を超えて扶養を卒業すると、彼女自身
が社会保険料を負担しなければならなくなるため、世帯全体の手取りが減少する¹⁹。これが
「130 万円の壁」である。

立憲民主党は、「130 万円の壁」を取り除くために、政府が妻に対する「就労促進支援給
付」を支給する提案をしている。この案は、配偶者特別控除の消失控除のように、妻の収入
が増加するにしたがって、世帯の手取りをスムーズに増加させ続けるもので、壁を取り去る
策としては、優れた特質を持っている。ただし、提案されている制度は、追加の財政支出を
前提として設計されている。

また、予算採決に向けた自民・公明・維新の三党合意で、「130 万円の壁」による働き控
えの解消のため、すでに「106 万円の壁」に関して講じられているキャリアアップ助成金と
同様の仕組みを導入する方針が合意された。この立憲民主党案のヴァリエーションも、財政
支出を前提とした制度案である。

¹⁸ 原（2025）の節 3 を参照のこと。原氏の分析は、論文のタイトルが示すように、給与所得者
に対する基礎控除引き上げの効果を分析している。この数字は、高齢者も含めるとかなり膨ら
む。しかし、高齢者に関しては基礎控除を引き上げると同時に、年金所得控除を同額引き下げ
ることを前提とすると、全体での税収損失は 4000 億円程度に抑えられる。

¹⁹ 妻の年収が 106 万円以上になると、一定の条件の下で、しかし 130 万円以上になると、無条
件で全ての妻が自身で社会保険に加入する義務が生じる。本稿は「130 万円の壁」に焦点を当て
る。

それに対して本稿は、この壁を取り除くために、妻の夫の雇用先が、「卒扶養手当」を夫に支払う制度にすることを提案する。この手当の支給額は、妻の年収が 130 万円を超えた時点では、妻の保険料納付額に等しいが、年収が増加するにつれて減額される。

この手当も、「就労促進支援給付」と同様に、妻の収入が増加するにつれて、世帯の手取りを増加させ続けるし、夫の雇用先の利益も増加し続けさせる。しかし、究極的な財源が、妻が新たに支払う保険料であるため、「就労支援給付」と異なり、追加の財政支出が不要である。

以下では、卒扶養手当のうち、健康保険料と基礎年金保険料のそれぞれに対応する部分の設計を説明したあと、その実現のために政府が整備すべき制度と税制を論じよう。

健康保険料への消失手当

最初に健康保険料が作り出す壁解消のための手当を考えよう。

まず、扶養を卒業した妻が、国民健康保険（市町村国保）に入る場合を考えよう。

妻が扶養を卒業した時点で、夫の雇用先は、妻が払い始める保険料に等しい 10.2 万円の手当を夫に支給して、その時点における保険料負担を相殺する。その後、妻の収入が 1 万円増えるごとに、この手当額を例えば 1500 円ずつ減らした額を支給するとしよう。このようなタイプの手当を「消失手当」と呼ぶ。

この消失手当が与えられると、妻の年収が 130 万円達した時点で、妻の世帯の手取額は減少せず、さらに、年収が 1 万円増えるごとに手取額は 8500 円ずつ増える。したがって、妻の収入が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増加し続けるので、健康保険料による 130 万円の壁は除去される。一方、妻が扶養を卒業すると、その時点で夫の雇用先の健保組合（「協会けんぽ」なども含めて）は、妻への医療保険サービスを給付しなくて済むことになるが、卒業前の妻に対して健保組合が負担していた医療サービスの平均給付額は、夫に支給し始める手当額の年 10.2 万円より高い²⁰。したがって、妻の卒業によって夫の健康保険組合の給付支出の節約額は手当額を上回るから利益は向上する。

次に、扶養を卒業したが、彼女の雇用先の健康保険組合に加入する場合には、健康保険料は国民健康保険料より低いから、上の手当で働き続けるインセンティブが充分与えられる。

したがって、上記の手当は、妻が国民健康保険に加入しても自身の勤め先の健保組合に加入することになっても、税による追加の財政的補助なしに、健康保険料による 130 万円の壁を崩してくれる。

年金保険料への消失手当

次に、基礎年金保険料がもたらす壁の解消について考えよう。

現行制度の下では、給与所得者の妻が被扶養者であると、対価を支払うことなく基礎年金の受給が可能である。しかし、扶養を卒業した妻は、①国民年金に加入するか、②雇用先の厚生年金組合員となり、保険料を払うことになる。

²⁰ 子育てが一段落した 45 歳から 55 歳の一人あたり平均医療費は、14 万円から 18 万円の間にあり、30 歳から 45 歳の間でも 10 万円以上である。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/22/dl/data.pdf>

まず、国民年金に加入する場合には、妻は、日本年金機構に、年 20.4 万円の国民年金保険料を払うことになる（金額は 2024 年度）。この結果、年金機構の収入は、彼女が支払う新たな国民年金保険料の分だけ増える。一方、年金機構はもともと彼女に基礎年金を給付する義務があるため年金機構による基礎年金（この場合は国民年金という名称になる）の給付額は不変なので、その利益は増える。このため、年金機構は、新たに保険料を支払う妻に、増えた収入の一部を還付しても、利益を増やすことができる。

そこで、年金機構は、扶養を卒業した妻が支払い始める国民年金保険料に等しい 20.4 万円を、その時点で妻に還付し、その後、妻の収入が 1 万円増えるごとに、この還付額を例えば 3000 円ずつ減らす消失還付を支給することにしよう。

この還付が行われれば、妻の年収が増えるにつれて、世帯全体の手取り額は増え続ける。扶養を卒業した時点では、妻が払い始める健康保険料の全額が補填され、年収がさらに 1 万円増えるごとに、世帯全体の手取り額は 7000 円増えるからである。このため年金保険料による「壁」は除去される。

他方、扶養を卒業した妻が雇用先の厚生年金に入った場合には、払い込んだ年金保険料およびそれと同額の雇用先負担分が、雇用先から年金機構に納められる。しかも、将来基礎年金が給付される時点では、給付額の半分が国庫負担される。したがって、年金機構は、増えた収入の一部を消失還付できる。妻が自身の雇用先に払う保険料は、国民年金保険料より低いから、国民年金に加入した場合と同額の還付額で充分であり、年金保険料による 130 万円の壁はやはり取り除かれる。

つまり上の方式の還付は、妻が国民年金に加入しても厚生年金に加入することになっても、税による追加の財政補助なしに、年金保険料による 103 万円の壁を崩してくれる。

ところで、年金機構が妻に与える消失還付は、夫の雇用先企業に委託して、夫に対して、もう一つの消失手当として、代行支給してもらうことができる。代行支給のためには、夫の企業が年金機構に定期的に納付している夫の年金保険料の額を消失還付の額だけ差し引けば済む。

そうすると、夫の雇用先は、夫に対して、妻の国民年金保険料相当額を当初の手当額とする消失手当を支給し、妻が支払う年金保険料を間接的に還付することになる。

夫の雇用先が一括して支払う卒扶養手当

扶養を卒業した妻に対して、彼女が払う健康保険料と年金保険料の両方に対して、夫の企業が直接的にも、代行分も含めて間接的にも還付する消失手当の合計が「卒扶養手当」である。妻の年収が 130 万円に達した時点で、合わせて 30.6 万円（= 10.2 + 20.4）の卒扶養手当が支給され、その後、彼女の所得が 1 万円増えるごとに、4500 円（= 1500 + 3000）ずつ手当額が減らされる。結果的に、年収が 198 万円になった時点で、この手当額は 0 になる（ $30.6 \div 0.45 = 68$ だから）。図 1 が示すように、彼女が年収 130 万円を超えて働き、収入を上げていくにつれて、世帯全体の収入は、増え続ける。このため、健康保険料についても基礎年金保険料についても壁は消える。

卒扶養手当を賄うために、税財源を一切用いないことが、立憲民主党案との際立った違いである。

企業による卒扶養手当を可能にする制度

卒扶養手当を可能にするために必要な制度改革は次の2つである。

第一は、年金機構が、究極的には妻に与える消失還付を、夫の雇用先の健康保険組合や雇用先が属している協会けんぽなどの保険者に代行支給してもらおう制度を整えることである。そのためには、夫の雇用先の健保組合が、年金機構に定期的に納付している夫の保健料の額を、消失還付の額だけ差し引けるようにする必要がある。その際、夫の雇用先は、妻の年収が消失手当支給対象額の範囲内にあるときには、彼女がどこの機関に保険料を払っているかを問わずに、自動的に年金機構への納付額を減らす制度にすればよい。こうすることによって、健保組合が支給する卒扶養手当の原資とすることができる。

第二は、卒扶養手当を非課税にすることである。もし、この手当が夫の所得としてみなされ、夫の高い所得税率がかけられれば、妻の労働意欲は抑制される。一方で、妻の低い所得税率による税を、夫の雇用先で源泉徴収しようとする、と、税収額が低いにも関わらず、徴税が複雑になる。卒扶養手当を、通勤手当のように非課税にすれば、徴税実務を簡素に保てるメリットがある。なお、卒扶養手当を非課税にしても、扶養を卒業した妻は、（卒扶養手当以外の）増加した年収に対して所得税を払うから、彼女の卒業によって、税収は増える。

まとめ

給与所得者の妻の年収が130万円を超えると社会保険料を妻自身で納めなければならないために、世帯の手取額が急減する。これは、「130万円の壁」と呼ばれている。

本節は、政府による財政支援なしに、この壁を取り除くことが可能であることを示した。具体的には、給与所得者の妻の年収が130万円を超えた場合、夫の雇用先に「卒扶養手当」の支給を義務付けることによって、この世帯の手取りも、雇用先の利益も共に増加させ続けられることを明らかにした。

扶養から卒業した妻は、健康保険からの医療サービスや基礎年金の額は卒業前と同額を受け取る。一方、基礎年金の財源となる年金保険料と健康保険料を負担しなければならないが、その時点では、これらの新たな保険料を丁度相殺する額の卒扶養手当が給付される。

妻の年収がさらに増えるに伴って、扶養手当額は減少するが、手当の減少額を年収の増加額未満に設定する事によって、妻の世帯の手取り額も増え続ける。一方、卒扶養手当額が減少するため、社保機関全体の利益は増え続ける。このように、壁の除去の結果、妻の世帯の手取りと社保機関の利益が共に増加できるのは、壁の除去がもたらす妻の年収の増加が、手取りの増大と利益の増大との共通の財源になるからである。立憲民主党の「就労促進支援給付」のように、財政支出を財源にしくなくても、130万円の壁は除去できるのである。

さらに本節では、夫の雇用先がこの手当を一括して支払えるようになるために、日本年金機構と夫の雇用先との間の財務調整を義務づけること、および、卒扶養手当を非課税にすることを提案した。

結論：日本で必要な所得再分配制度改革の方向性

本稿の第一部では、日本の可処分所得で測った貧困率が国際的にみて極めて高いことを指摘した。その上で、第一部では、貧困率を下げることの方策をワーキングプアと生活保護受給者に分けて、次のことを明らかにした。

A. ワーキングプアの可処分所得を引き上げる方策は2つある。

- ① 先進国のほとんどが採用している所得補給制度を導入することである。
- ② 基礎年金と健康保険を、税方式化することである。すなわち、これらの社会保険を保険料の代わりに税によって賄うことである。

特に、自営業者が直面している国民年金保険料は、人頭税であるから累進性が全くない。これらの社会保険を税方式化することにし、累進的な税で財源を賄うと、低所得者は、従来通り老後の年金や医療サービスを受けられる一方、社会保険料の負担がなくなるから、低所得者の可処分所得が確実に引き上げられる。

B. 生活保護からの脱却を促す方法としては、第一部節Ⅲ.5に、施策①～⑤を列挙した。

- ① 所得補給制度の導入
- ② 基礎年金と医療保険の税方式化
- ③ 生活保護脱却時点における自立助成給付金の拡大
- ④ 生活扶助額引き上げを伴う医療の10%自己負担の導入
- ⑤ 脱却後3年間は、十分な資産を持つまでの経過措置として、生活保護下と同じ診療費の自己負担限度額を維持

これらの改革は、受給者が進んで生活保護からの脱却することへの障害を取り除く。

さらに、①と④は、生活保護内に留まる受給者の生活水準も引き上げる。労働インセンティブを付与し医療の無駄遣いを避けることを可能にするからである。

しかも、①の所得補給制度の導入と、②の基礎年金と医療保険の税方式化は、ワーキングプアの生活水準改善にも有効である。したがって、これら2つの改革は、生活保護受給者の生活保護制度からの脱却を容易するだけでなく、ワーキングプアの可処分所得も大幅に改善する。

第二部では、低所得者の手取りを引き上げることを目的として提案されている2つの税制改革案を検討した。103万円の“壁”と130万円の壁である。

これらのうち103万円の“壁”については、控除額の引上げが提案されることが多いが、本稿では消失控除を提案し、過大な財政支出なしに壁を除去できることを示した。

給与所得者の妻の年入が130万円を超えた際に発生する「社会保険料の壁」の抜本的な解決策としては、基礎年金や健康保険の税方式化が必要だが、短期的な対応としては、社会保険料の負担増を緩和するために、夫の雇用先が夫に対して消失手当を支給する制度にすることによって壁を除去できる。その財源としては、政府による財政支出は不要であり、卒扶養者が支払う保険料によって賄うことができることを示した。

* * * * *

低所得者の手取り額の引き上げは、経済活性化の呼び水となり得る。しかしその目的のためには、課税最低限未満の収入の人を含めた低所得者全体の手取りを、本格的に引き上げる必要がある。それを実現する政策の本命は、「所得補給制度の導入」と、基礎年金などの「社会保険の税方式化」とである。

それに対して、手取り額の引き上げのために提案されてきた様々な「控除の引き上げ案」は、低所得者の手取りを上げないか、上げてみてもわずかでしかない一方で、中高所得者の所得税を大きく減税してしまう。これは、所得補給制度の導入と社会保険の税方式化を阻み、将来の経済活性化策への道を閉ざしてしまう。

日本の低所得者は国際的に見ても異常に高い公的負担に苦しんでいる。各党は、「所得補給制度の導入」と「社会保険の税方式化」とをその政策の根底に据えて、低所得者を現行の過重負担から解放し、経済を活性化することによって、中高所得者を含めた全ての階層の手取りが増加することを目指すべきであろう。

謝辞

本稿の作成に当たっては、株式会社政策工房の原英史氏及び株式会社日本総合研究所の西沢和彦氏から貴重なコメントを頂いた。また、アジア成長研究所 Research Associate の保科寛樹氏から全般的なデータ調査、編集、図表の作成などで、また三木陽介氏からは編集と図表の作成で多大な協力を戴いた。厚くお礼申しあげたい。

付論：特定扶養控除の年収要件による 103 万円の壁

本文では、年収 103 万円の“壁”と、130 万円の壁対策を提案した。本付論では、必ずしも低所得者の手取り引き上げ策とは言えないが、同様な方式で解消できる特定扶養者控除の年収要件が生み出している 103 万円の「壁」への対策を論じる。

大学生が特定扶養控除の年収要件である 103 万円を超えてもう 1 万円余分に働くと、親が得ている 58 万円の特定扶養控除を受けられなくなるので、世帯全体での手取り額が減少してしまう。したがって特定扶養控除の年収要件 103 万円は、学生がこの額を超えて働くことを阻んでおり、年収の「壁」になっている。

この問題への対策として、年収要件の引き上げが提案されている。しかしこれは新たな壁を作るだけであり、「壁」を解消しない。しかも、年収要件の引き上げは、限界税率が高い裕福な親により大きな恩恵を与える。

ただし、そのような弊害なしにこの壁は除去できる。特定扶養控除を 63 万円から、例えば 1 万円ずつ減らしていく消失控除にするのである²¹。消失控除は、特定扶養控除が急になくなることで生じる「年収の壁」をなだらかにし、所得増加による急激な税負担の増加を防ぐ仕組みである²²。

現在の制度では、大学生の子を持つ親は、子の年収が 103 万円以下であれば特定扶養控除（63 万円）を適用できる。特定扶養控除による所得税の軽減額は、限界税率が 20% の場合で 12.6 万円である。しかし、子の年収が 103 万円を 1 万円超えるだけで控除が完全に 0 となり、親の課税額が一気に 12.6 万円増加するため、世帯全体の手取り額が減ってしまう。

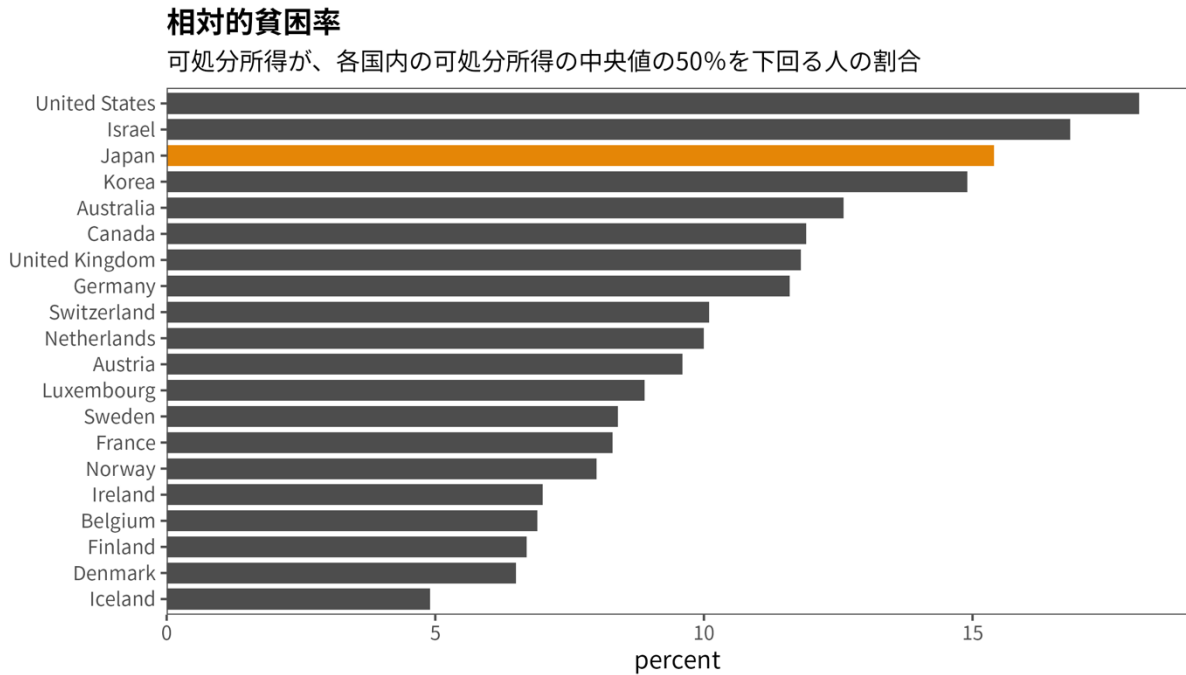
消失控除では、子の収入が 103 万円を超えた後も、控除額を一気に 0 とするのではなく、段階的に減少させる。そうすることで、親の税負担が急激に増えることを防ぎ、世帯全体の手取り所得を増やせる。例えば、子の収入が 103 万円を超えて 1 万円増えるごとに、特定扶養控除を 1 万円ずつ減らしていくとしよう。すると、親の課税額は 2,000 円（= 1 万円×20%）ずつ増加するが、世帯全体の手取りは、差し引きで 8,000 円増えるから、子の収入増加が世帯全体の手取りを減らすことを回避できる。

²¹ 詳しくは八田（2024）を参照されたい。

²² 消失控除の仕組みは、配偶者特別控除として、配偶者控除に導入された実績がある。

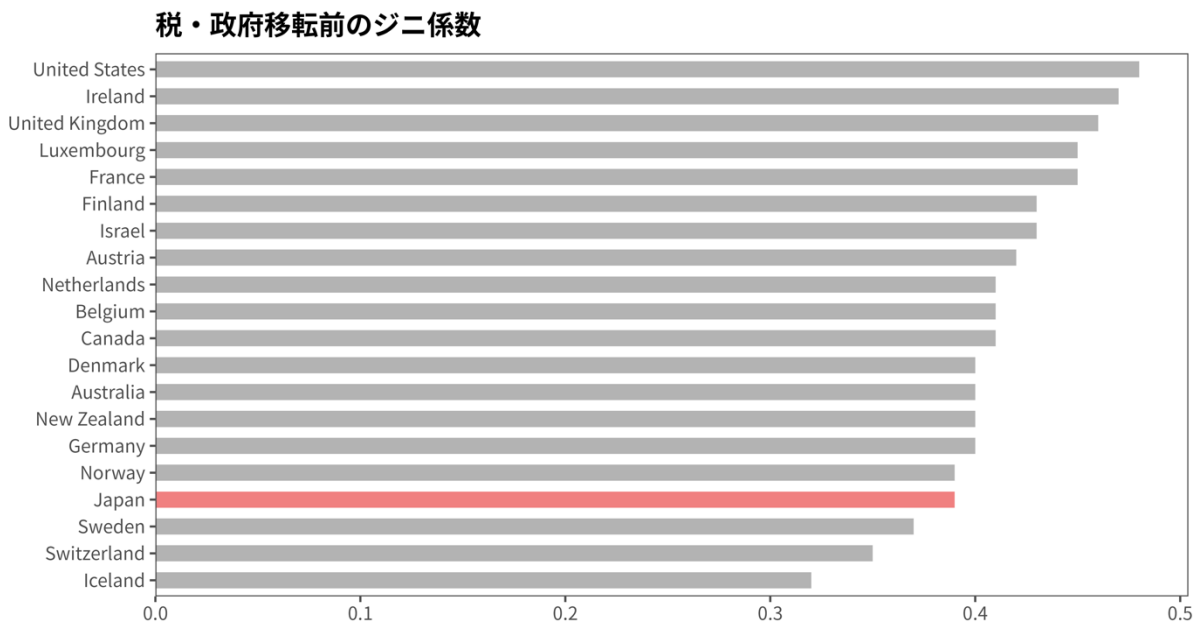
図表一覧

図1 OECD加盟先進国の相対的貧困率



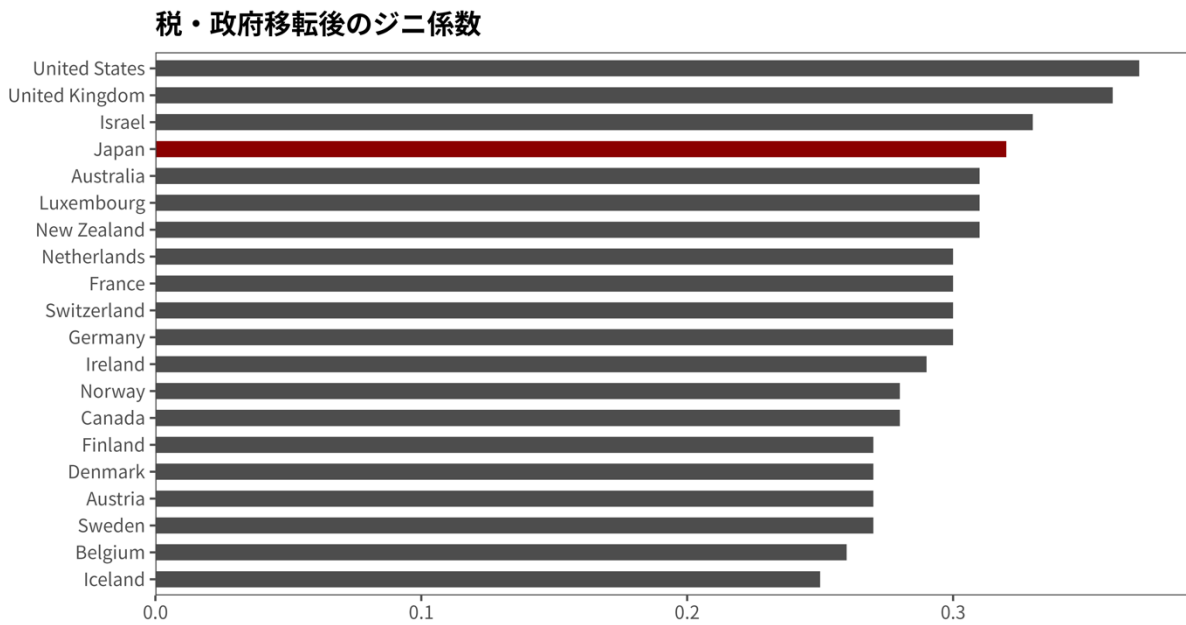
(出所) OECD, Income distribution database. データの対象年代は全年齢である。OECDのIncome definition since 2012の定義に従ったデータを用いた。これらの国は、2019年に、一人当たりGDPが日本より高いOECD加盟先進国を選択したものである。データは、各国の最新年度の値を用いた。すなわち、アイスランドは2017年、デンマークは2019年、ドイツ、オーストラリアは2020年、日本・オランダ・スイスは2021年、その他の国々は2022年である。

図2 OECD加盟先進国のジニ係数：税・政府移転前



Source: OECD, Income distribution database
Note: 時期は2019年である。同年に、人口一人当たりGDPが日本より高いOECDの加盟先進国を選択したものである。

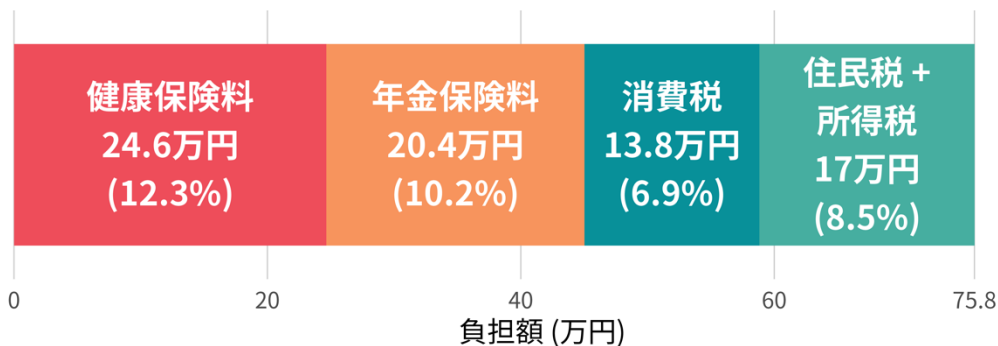
図3 OECD加盟先進国のジニ係数：税・政府移転後



Source: OECD, Income distribution database
 Note: 時期は2019年である。同年に、人口一人当たりGDPが日本より高いOECDの加盟先進国を選択したものである。

図4 埼玉県さいたま市在住の40歳単身世帯で、
 年間所得が200万円の自営業者の税・保険料負担（2024年時点）

自営業者（白色申告）



(備考) 2024年時点の、埼玉県さいたま市在住の40歳単身世帯をモデルとした。年金は国民年金に、健康保険は国民健康保険に加入しているものとする。所得税額の算出に際しては、定額減税は加えていない。消費税額は、年収から所得税・住民税・社会保険料負担を差し引いた全額を消費すると仮定し、税率10%を乗じて算出した。各項目の括弧内は、年収に占める金額の割合である。

図5 現行の所得税制

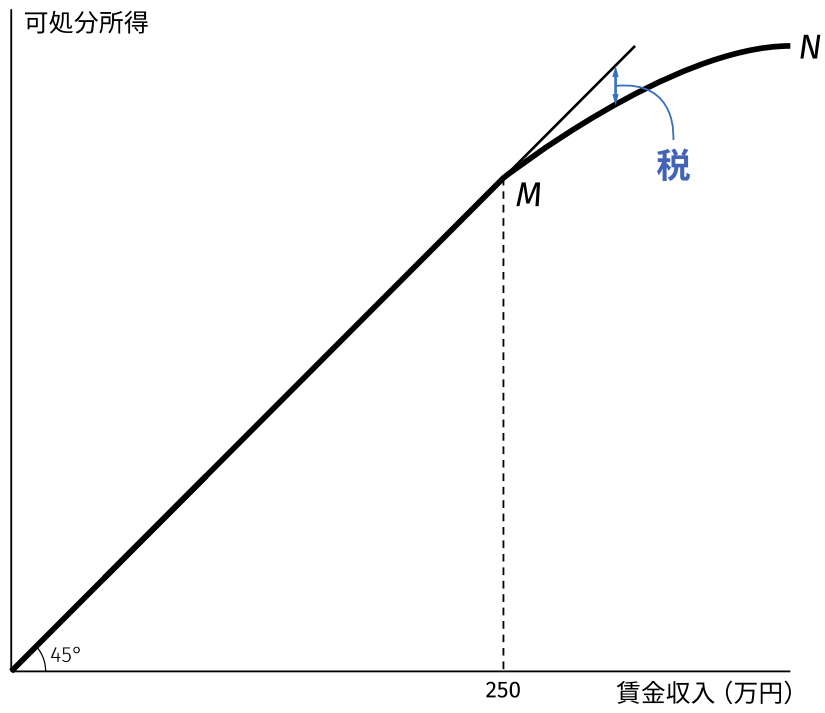


図6 所得補給制度+所得税制

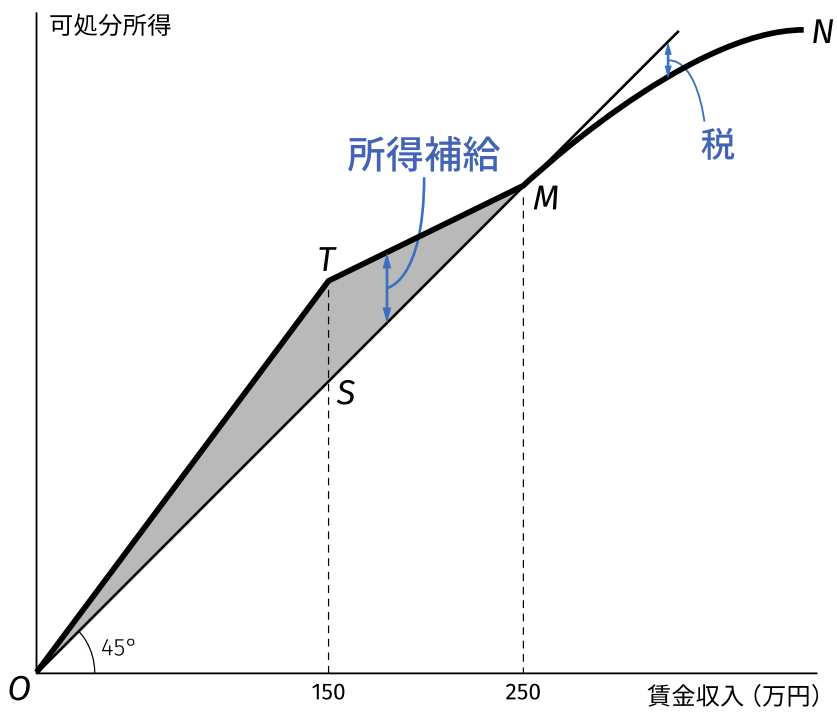
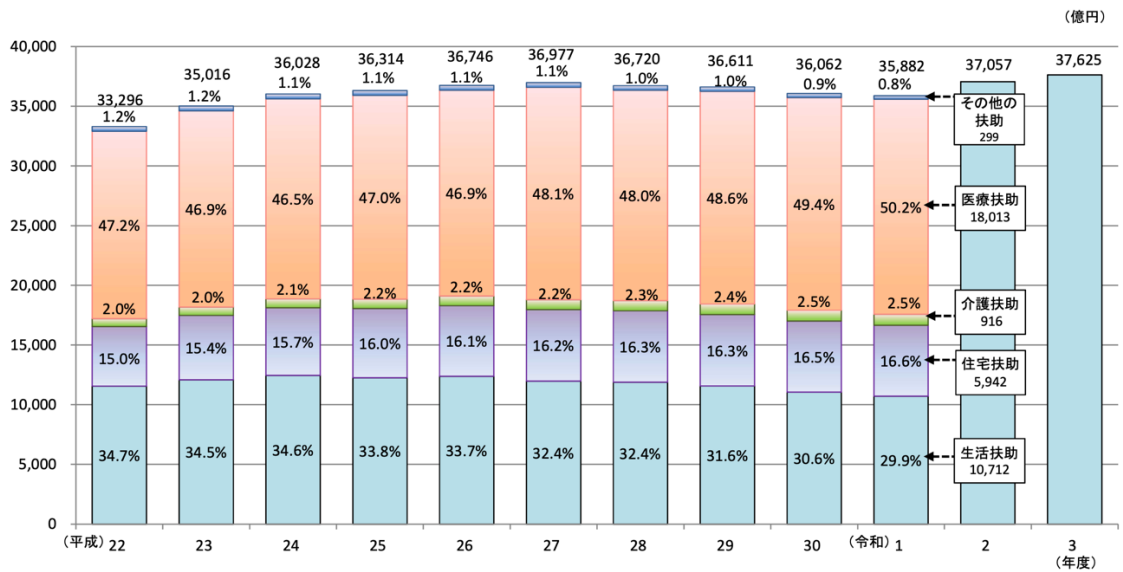
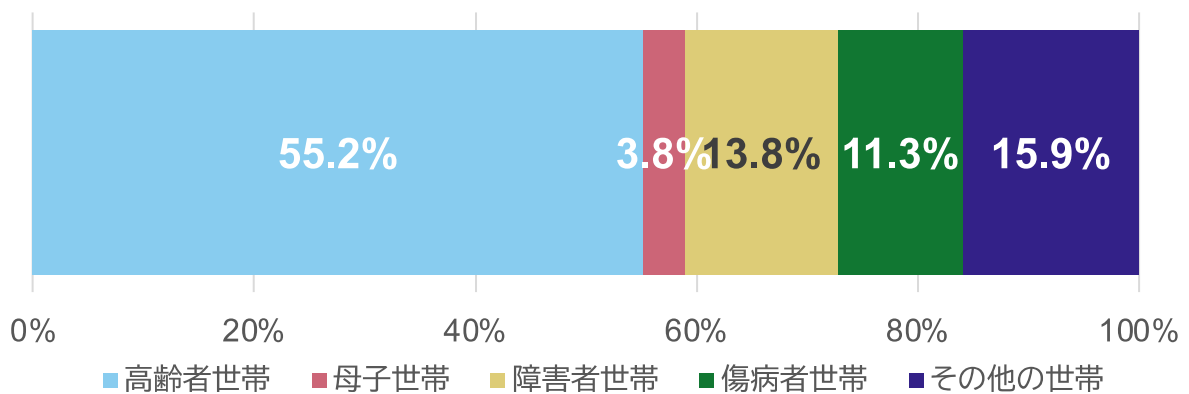


図7 生活保護費負担金実績額の推移²³



資料：生活保護費負担金事業実績報告

図8 世帯タイプ別生活保護受給世帯の割合²⁴



²³ 厚生労働省(2021)「生活保護制度の概要等について」第38回社会保障審議会生活保護基準部会，令和3年4月27日，p.25より抜粋した。

²⁴ 厚生労働省「令和6年度被保護者調査」2024年度5月次調査より作成。

图9 所得補給金制度(1)

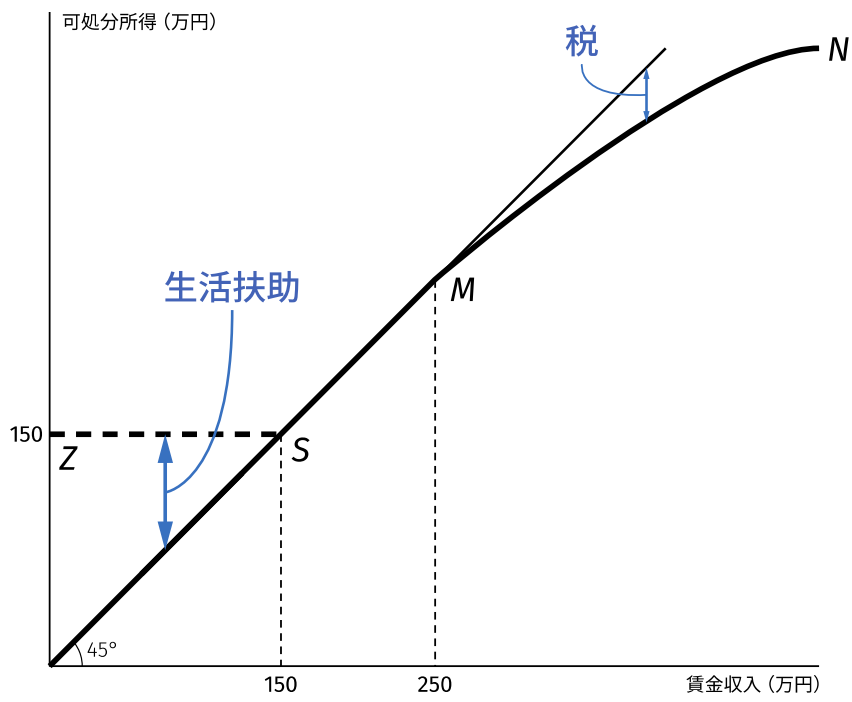


图10 所得補給金制度(2)

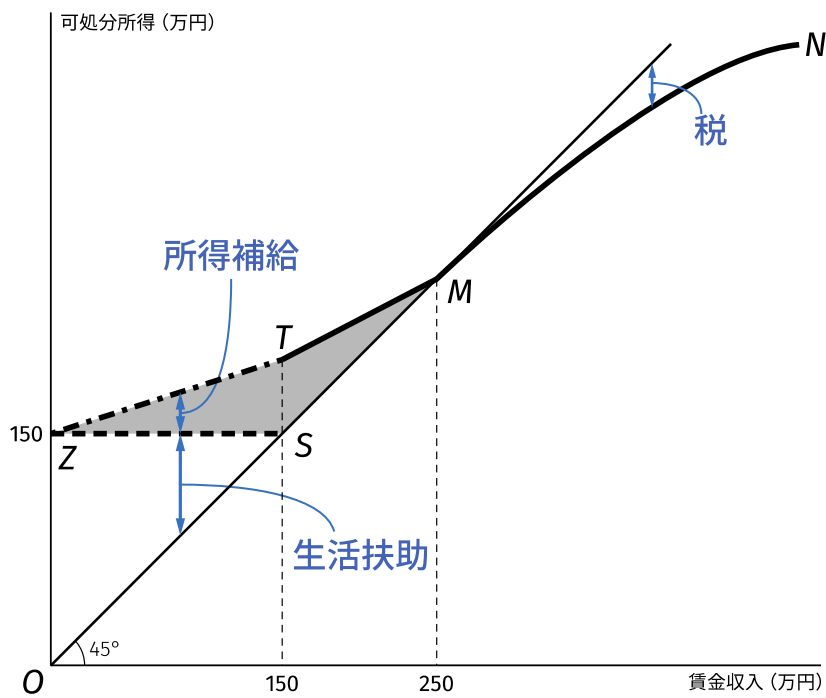


図 11 現行税制の下での税額表（課税最低限が 121 万円の場合）と改革後

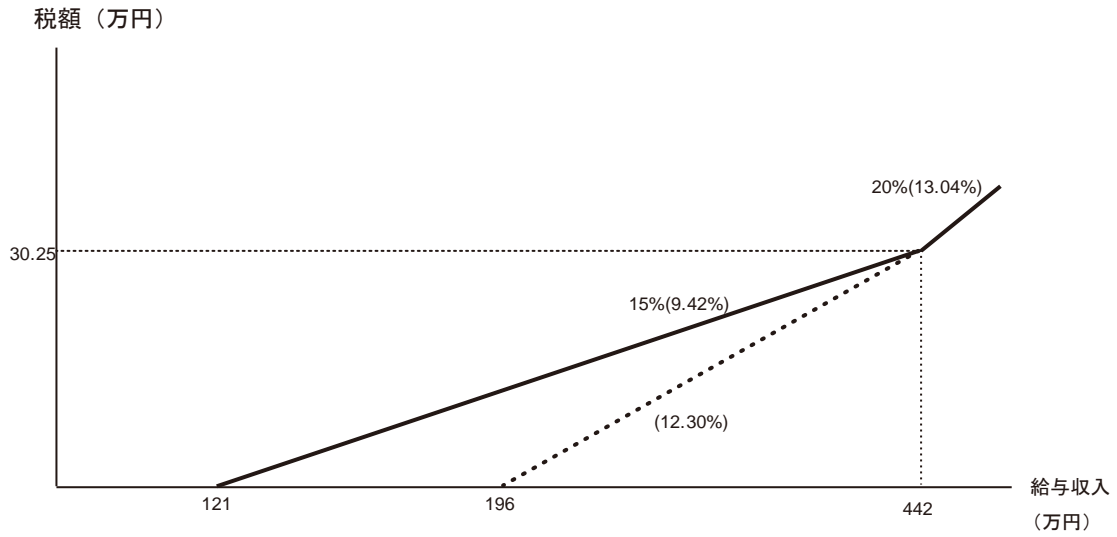
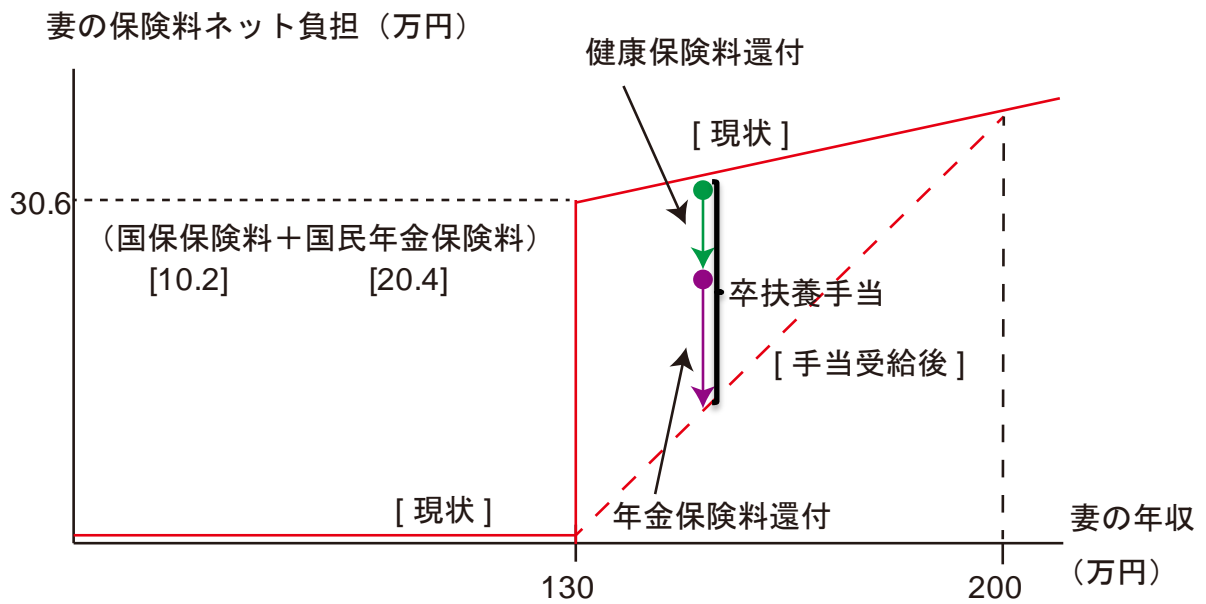


図 12. 妻の保険料ネット負担



参考文献

- OECD (2024) “Income Distribution Database (IDD)”,
<https://www.oecd.org/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-database.html> (2024年8月閲覧)
- 阿部彩・鈴木大介 (2018) 『貧困を救えない国 日本』, PHP 研究所, 2018年10月.
- 岩田規久男 (2021) 『「日本型格差社会」からの脱却』, 光文社, 2021年7月.
- 厚生労働省 (2021) 「生活保護制度の概要等について」第38回社会保障審議会生活保護基準部会, 令和3年4月27日.
- 厚生労働省 (2024) 「令和6年度被保護者調査 月次調査」, 2024年度5月次.
- 厚生労働省「生活保護制度」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html) (2024年8月閲覧)
- 国税庁 (2024) 「申告所得税標本調査 (令和4年)」第5表 源泉徴収税額表, 2024年2月.
- 佐川めぐり (2020) 『第3号被保険者制度は時代に合わない?』, 大和総研
(https://www.dir.co.jp/report/column/20200106_010380.html)
- 鈴木亘 (2020) 『社会保障と財政の危機』, PHP 研究所, 2020年11月.
- 西沢和彦 (2022) 『社会保険によるパート主婦の就労調整問題—現状と解決に向けた道筋—』, 日本総研.
- 八田達夫 (2008) 『ミクロ経済学Ⅰ』, 東洋経済新報社, 2008年10月.
- 八田達夫 (2009) 『ミクロ経済学Ⅱ』, 東洋経済新報社, 2009年7月.
- 八田達夫 (2024) 『「年収の壁」、消失控除の導入を』, 日本経済新聞朝刊, 2024年12月16日.
- 八田達夫 (2025) 「中高所得者により有利な国民民主党案では経済活性化せず」『週刊エコノミスト』 (1月4日号) pp. 38-39.
- 八田達夫 (2025) 「国民民主党『年収の壁』引き上げは中高所得者を利する、社会保険『税方式化』で低所得者の手取り増を」『ダイヤモンドオンライン』 (2月18日).
- 八田達夫・八代尚宏 (1998) 『社会保険改革—年金、介護・医療、雇用保険の再設計』, 日本経済新聞社, 1998年5月.
- 原英史 (2025) 『給与収入階層ごとの税収概算の方法』 「AGI Working paper」, 2025-01.
- 星貴子 (2018) 「中高年ワーキングプアの現状と課題—キャリアアップ・就労支援制度に新しい視点を—」, 『JRI レビュー』, 日本総合研究所, 9 (60): 79, 81–82.

- 森信茂樹編著 (2008) 『給付つき税額控除—日本型児童税額控除の提言』, 中央経済社, 2008年10月.
- 義岡健治 (2010) 「我が国における給付つき税額控除導入に関する考察—諸外国の例を参考にして—」, 一橋大学国際・公共政策大学院公共経済プログラム コンサルティングプロジェクト最終報告書, 2010年8月.
- 読売新聞 (2016) 「貧困と生活保護 (34) 外来患者の誘導・囲い込み・過剰診療」, 「原記者の「医療・福祉のツボ」」, 2016年7月1日.
(<https://www.yomiuri.co.jp/yomidr/article/20160630-OYTET50029/>)

日本における貧困対策としての社会保障と税制

令和7（2025）年3月発行

発行所 公益財団法人アジア成長研究所
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
Tel : 093-583-6202 / Fax : 093-583-6576
URL : <https://www.agi.or.jp>
E-mail : office@agi.or.jp
